

近世ロンドンの地域社会と役職制度

— 聖ダNSTAN教区の事例 (上) —

中 野 忠

はじめに

都市とは何か。これに対する答えはそれぞれの視点の違いに応じて多様でありうるだろう。だが社会経済史的な視点から都市を定義する最低限の条件は、それが非農業的な人口の集中する場所であることだといって大過あるまい。三圃制農業のように共同の作業を伴い、共同地などの資源を共有する農村共同体の住民とは異なり¹⁾、さまざまな生業をもつ人々が密集して暮らす都市にとって、治安や衛生・疫病対策の維持、ごみ処理、道路管理、防火、隣人間の紛争処理など、日常生活を安定的に継続・維持するために解決せねばならない問題は、農村よりもはるかに深刻だった。これらの問題を解決する方法は、極論すれば二つあったと考えることができる。一つは、今日の地方自治体のように、都市政府自身ないしその上位の公的機関がこれらの公共サービスを提供する方法である。もう一つは、近隣関係の内部で私的に対応する方法である。都市政府が都市法人 *the corporation* を意味するとすれば、イギリス中世都市にとっては、前者の方法はありえなかった。都市自治体自身はそうしたサービスを提供できるような財政基盤をほとんどもたなかったからである²⁾。実際には、この二つのあいだには様々なバリエーションがありえた。中世以来、イギリス都市、特にロンドンがこれらの問題に対処した方法は、いわば私的な近隣関係の役割を役職制度というより公的なチャンネルを通じて都市自治体が吸い上げ、広く住民に負担を共有させるというものだった。したがって、この役職の制度がどの程度実際に機能するかは、イギリス都市の性格を考えるうえできわめて重要な問題の一つといつてよい。

1) もっとも、都市も共同地をもち、そこでの放牧権が都市の市民の特権の一つであることもあった。E.g. H. Hartopp (ed.), *Register of the Freeman of Leicester 1196-1770* (Leicester, 1927), pp. xxiii-xxiv.

2) 都市改革以前のイギリス都市の財政基盤の弱さについての概観はさしあたり、House of the Commons, Parliamentary Paper, *First Report of the Commissioners appointed to inquire into the Municipal Corporations in England and Wales* (1835), pp. 97-98; J. Innes & N. Rogers, 'Politics and government 1700-1840', in P. Clark (ed.), *Cambridge Urban History*, vol. 2 (Cambridge, 2000), pp. 544, 548-51 などを見よ。

この問題を考える上で大きな論点を提供するのは、近世ロンドン史研究に見られる近年の成果である。とりわけその出発点ともなった、16世紀後半から内乱期までの時期を論じたV. パールの研究は、ロンドンが多数のフリーメンからなる政治共同体 *body politics* であり、地域の役職を通じてロンドンの統治に参加していることを強調した³⁾。例えばパールはシティの中心部に位置するコーンヒル区の例をあげる。1640年代で267世帯ほどだったこの小さな地域社会にも118もの役職があり、地域の住民が年々交替で勤めていた。こうした住民の「参加」が、ロンドンの安定を支える潜在的要因の一つになったとされる。その後のロンドン史研究はパールの研究を批判的に再検討するかたちで展開された⁴⁾。しかし議論のほとんどは内乱期までのロンドンに限られ、その後の社会的政治的特徴については論じられることがなかった。

役職制度についての研究がこれまであまり強調してこなかったもう一つの点は、地域的な多様性である。ロンドンの拡大にともなって、それを構成する地域社会の多様性もましだていき、一つのロンドンを語ることはしだいに困難になっていく。地域社会の役職の在り方も、それぞれの社会的・経済的条件の違いに応じて多様でありえたはずである。

本稿の目的は二つある。一つは、ロンドンの市壁外にあるシティ西部の一地域、聖ダンスタン教区を事例にとりあげ、特に17世紀の後半に焦点をあわせて、この多様性の一端を明らかにすることである。第二の目的は、この特徴的な地域社会、特に区における役職者と役職システムの実態について実証的に検証してみることである。本稿の前半(上)では、役職制度について概観した後、この地域の社会的・経済的特質について、おもに課税記録をもとにした分析がなされる。後半(下)では、役職制度の実際の機能とその意義について検討が加えられる。さらにこの一事例に関するマイクロ・ヒストリーから、都市における中世から近代への移行の一側面をも展望してみたい。

(一) 区、街区、教区—聖ダンスタンの場合—

近世の聖ダンスタン教区について語るにあたっては、ロンドンの統治機構について概観しておかねばならない。17世紀中頃には10万人を超える大都市に成長したロンドン・シティであったが、その統治は人口規模と比較すれば小さいエリートの集団により握られて

3) V. Pearl, 'Change and stability in seventeenth-century London', *London Journal*, vol. 5, no. 1 (1979), p. 16; do., *London and the Outbreak of the Puritan Revolution. City Government and National Politics, 1625-43* (Oxford, 1961). 役職制度のもつ重要性についての包括的議論は、Mark Goldie, 'The unacknowledged republic: Officeholding in early modern England', in Tim Harris (ed.), *The Politics of the Excluded, c. 1500-1850* (N.Y., 2001), pp. 153-94.

4) ロンドンの安定をめぐる議論についてはわが国でも多くの研究があるが、次を参照せよ。イギリス都市・農村共同体研究会『巨大都市ロンドンの勃興』(刀水書房、1999)；中野忠『前工業化ヨーロッパの都市と農村』(成文堂、2000)。

いた。1人の市長と26人の市参事会員が構成する市参事会 the court of aldermen、それに230人ほどの市会議員で構成される市会 the court of common council である。しかし寡頭的支配に見えるこの体制は、きわめて広い下部構造により支えられていた。ロンドンの市政の基盤は26の区という地理単位であり、市参事会員と市会議員はその代表者であった。市参事会員は終身職だったが、市長は毎年交替したし、市会議員も毎年、区の集会で選ばれた。中世後半のロンドンでは、区の大きさや形は様々であったが、近隣住民からなるこの地域社会はそれぞれが一定の自立性をもっていた。毎年12月21日の聖トマスの日で開催される区集会 wardmote では、区の行政に関わる各種の役人が選出されるとともに、公衆衛生、治安、道路管理、紛争、無秩序、規制違反など、その年に区内で生じた諸問題が告発され、選ばれた陪審員によって審問された⁵⁾。

区と並んで、市壁外を含めると100を超える教区 parish も中世以来、教区教会や教会財産の維持や慈善活動などを通じて、地域住民の日常生活を支えていた。中心的役割を担った役人が教区委員 church warden であり、彼らが教区牧師 incumbent、および有力な平信徒とともに構成する教区会 vestry が、教区の運営にあたった。近世までには、教区委員の活動を助けるために、教区世話役 sidesmen や貧民監督役 overseers for the poor も教区ごとに選ばれるのが通例となっていた。

本論で取り上げる聖ダNSTAN教区は、ファリンドン外区とよばれる西側の市壁外に広がる大きな区の一部である。中世末以後、区をさらに分割した街区 precinct⁶⁾ が地域社会の機能単位として重要性を高めた。その数は教区の数よりさらに多く、200以上もあった⁷⁾。街区のなかには教区の一部であったり、いくつかの教区にまたがったりするものがあったが、教区全体が一つの街区と重なる事例もみられた。本稿の対象となる聖ダNSTAN教区はその例である。

市壁内部の区では、第一街区、第二街区というような分割がなされている例が多いが、ファリンドン外区のような大きな区では、教区が街区の一つを構成していた。18世紀の例であるが、次の第1表のように、この区はそれぞれが多くの住民を抱える14の街区に分かれていた⁸⁾。

5) 区集会で審問される様々な事項については、中野忠「近世ロンドンの行政区をめぐらぬ一資料—区審問条項—」『早稲田社会科学総合研究』第5巻、第2号(2004)、53-63ページを見よ。16世紀にはこれらの審問条項は印刷され、区集会で読み上げられた。19世紀に至っても、区集会ではこれらの条項が作成されたが、それらはほとんど儀礼的な意味しかもたなくなっていた。

6) Precinct の適切な訳語はない。区の下の単位であることからすれば、「町(チョウ)」というような訳語を与えることも可能だが、ここでは街区という訳語を与えておく。もっともこの訳語も、パリの街区(カルティエ)などかならずしも同じものを意味するわけではないので注意が必要であろう。パリについては、高澤紀恵『近世パリに生きる：ソシアビリティと秩序』(岩波書店、2008)、19-34ページ。ロンドンの街区の起源は不明だが、15世紀に実質的な役割をもつようになったとの説もある。Pearl, *London and the Outbreak*, pp. 55-56.

7) A. E. McCambell, *Studies in London Parish History, 1640-1660*: Unpublished Ph. D. Thesis, Vanderbilt University, 1974, chap. II.

第1表 ファリンドン外区の街区と家数 18世紀

	街区 precinct 名	家 house 数
1	St Andrew Holborn	717
2	St Bartholomew the Great	366
3	St Bartholomew the Less	121
4	Smithfeild	382
5	Holborn-Cross	224
6	Church	163
7	Old Bailey	446
8	St Dunstan in the West	460
9	Fleet	356
10	Salisbury court	349
11	New-street	347
12	White-friars	210
13	Bridewell	67
14	St Martin Ludgate	90
	合計	4,298

William Chancellor, *Some Account of the several Wards, Precincts, and Parishes, in the City of London* (London, 1772), pp. 43-45 より作成。

本研究が数あるロンドンの地域社会のなかで聖ダンスタン教区（街区）を取り上げるのは、この地域についての多彩な記録が16世紀末からほぼ連続して残されているからである。特に、区の記録は18世紀以前に関してはほとんどの区では断片的なものしか利用できないのに対し、聖ダンスタン教区（街区）の場合には16世紀第三四半期からのものが残っている¹²⁾。それに加えて、教区会の議事録、教区委員会計簿、教区簿冊など教区関連の史料も、若干の空白期間をはさみつつも多数利用することができる。一つの教区だけに關するものでありながらそれらは膨大量に達し、すべてを一つの論文で検討することは不可能である。本稿では区と役職に關わる記録を中心に検討を加えながら、この地域社会の在り方を分析していく。

17世紀には教区の世俗行政的な役割が増大するにともない、区と教区の役割分担もしだいに曖昧になる傾向が強まった。区集会とは別に街区の集会 precinct meetings が開かれ、区の役人の選出も事実上、教区会が当たる事例もふえてきた⁹⁾。街区と教区の境界が重なる聖ダンスタン教区（街区）の場合もその例の一つだが、聖トマスの日に先立って、教区会で街区を代表する区の役人が予め選ばれ、区集会では推薦された役人候補を承認されるだけとなることも少なくなかった¹⁰⁾。そうした場合には、後にみるように、区の役職の就任や拒否をめぐる事項は、区の審問記録ではなく、教区会議事録に残されているのである¹¹⁾。

8) J. Smart, *A Short Account of the Several Wards, Precincts, Parishes, & in London* (London, 1742), pp. 22-23.

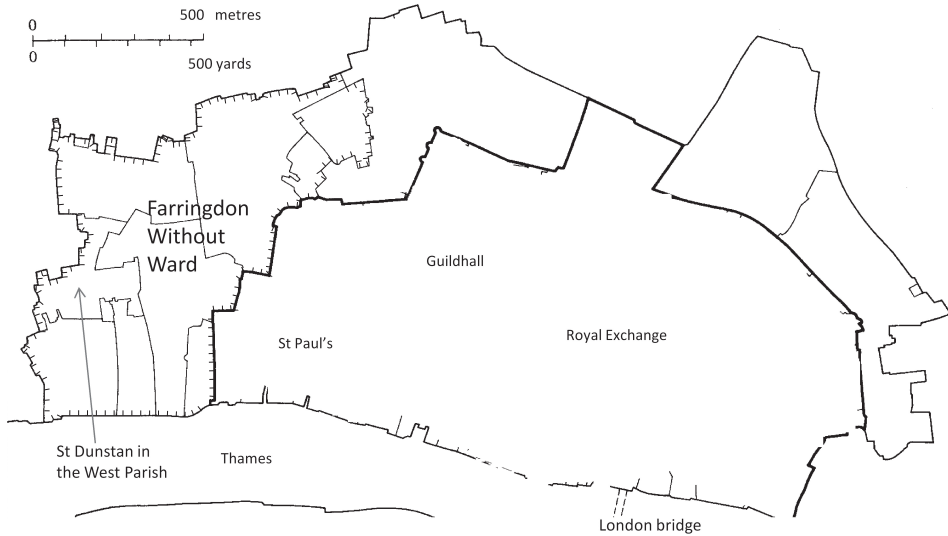
9) Pearl, *London and the Outbreak*, pp. 138-39.

10) W. M., *The Method and Rule of Proceeding upon All Elections, Polls and Scrutinies, at Common Halls and Wardmotes within the City of London* (London, 1743), pp. 53-54.

11) Guildhall Library (以下、GLと略記)(現在、London Metropolitan Archives, LMA), MS 3016/1&3016/2 (St Dunstan in the West, Vestry Minute Books, vol. 1 & vol. 2 (1663/4-1701)).

12) この史料の内容については、W. G. Bell, 'Wardmote inquest registers of St Dunstan in the West', *Transactions of London & Middlesex Archaeological Society*, new ser., vol. III (1917); 中野忠「区審問記録—近世ロンドンの地域社会に関する一資料」『早稲田人文自然科学研究』第57号(2000)、27-61ページなどを参照せよ。

第1図 ファリンドン外区と聖ダNSTAN教区



(二) 人口の趨勢

ロンドンはその規模を拡大するにつれて、様々な特徴をもつ地域社会から構成されるようになった。聖ダNSTAN教区も発展するロンドンの一面を象徴するような地域だった。この教区（街区）はファリンドン外区の一部をなすが、市壁外に広がったこの区の面積は非常に広く、市壁内の区の面積が平均して10ヘクタール程度であるのに対し、50ヘクタールにも及んでいた。

広い面積のファリンドン外区には、中世から一定数の市民がいた。S. スラップによる1319年の臨時税 subsidy の分析によれば、課税対象となった26区の1,810人（ヴィントリ区を除く）のフリーメンのうち、ファリンドン外区には5.7%にあたる104人が住んでいた。だが密度は低く、シティ全体の平均がヘクタール当り6.9人であるのに対し、2.1人にすぎなかった。課税額も全体の平均の1人当り11.8シリングに対し、5シリングと半分程度だった。1,636人が査定された1339年の臨時課税でも状況はほぼ同様だった。ファリンドン外区は98人が査定対象となっているが、シティの平均がヘクタール当り6.2人、1人当り平均が8.2シリングであるのに対し、ヘクタール当り2人、1人当り6.5シリングと、平均をかなり下回っていた。市壁を隔てたファリンドン内区が130人（ヘクタール当り9人）、1人当り7.4シリングであったのと比べても、14世紀のこの地域が市壁にはみ出したシティの大きな瘤のような存在でしかなかったことを推定させる¹³⁾。

そもそも市壁外のこの区の大きな部分を所有していたのはカルメル会の修道院やソール

ズベリ司教らの教会勢力であり、シティよりもそれらの影響力の強い地域だった。シティにおけるこの区の政治的地位を知る一つの手掛かりとして、市会議員の数をあげておこう。1388年のロンドンには210人の市会議員がいたが、ファリンドン外区から選ばれたのは14人(6.7%)だけだった。広い区であるためその数は多いが、面積では十分の一程度の小さい中心部のコーンヒル区(15人)、チープ区(19人)より少ない¹⁴⁾。ファリンドン外区を代表する市会議員の存在は、ロンドンが中世にも市壁を超えて西側に広がっていたことを示すが、この地域はなおシティの周縁部で、人口密度も希薄な未開発地域であったことが窺われる。

宗教改革と修道院解散は、教会勢力の優勢なこの地域が商業的に発展していく重要な契機になったと考えられる¹⁵⁾。だがファリンドン外区の西側に位置する聖ダンスタン教区も、エリザベス朝の初期にはいまだ人口規模は大きなものではなかった。1560年、防火用のバケツと梯子を設置するために求められた1人2ペンス以上の拠金に応じたのは、120人だけだった¹⁶⁾。この頃からロンドンは市壁内のシティを超えて拡大し始める。この時期の区審問の記録には道路や環境の未整備をうかがわせる苦情がたくさん掲載されていることから、それは推察される¹⁷⁾。シティとウェストミンスターの間に位置するファリンドン外区は、ウェストエンドの発展と並行して成長し、聖ダンスタン教区も1638年までには450人の課税人口を抱えるまでの規模に達していた¹⁸⁾。

内乱期を経てこの教区の人口はさらに増え続けた。しかし1660年代にはこの教区もペストと大火の悲劇に見舞われることになる¹⁹⁾。1665/6年のペストの年には、この教区だけで939人もの埋葬者(ペスト以外の死因によるものも含む)を出した²⁰⁾。ペストハウスに収容された貧民の患者のために特別の救済金が用意され、墓掘り人たちはその仕事に専

13) S. L. Thrupp, *The Merchant Class of Medieval London* (Ann Arbor, 1962), pp. 115–18; M. Curtis, 'The London Lay Subsidy of 1331', in G. Unwin (ed.), *Finance and Trade under Edward III* (Manchester, 1913), pp. 35–92 より計算。

14) R. R. Sharpe (ed.), *Calendar of Letter Books* (London, 1899–1912), H, pp. 269–70, 279, 332–3.

15) この点についての十分な先行研究はない。さしあたり、W. G. Bell, *Fleet Street in Seven Centuries* (London, 1912), esp. chap. XI; E. J. Davis, 'The transformation of London', in R. W. Seton-Watson (ed.), *Tudor Studies* (London, 1924), pp. 286–314; S. Brigden, *London and Reformation* (Oxford, 1989), p. 293.

16) GL, MS 3018/1 (St Dunstan in the West. Inquest 1568–1825), fol. 5v.

17) 16世紀後半の区審問記録には、インフラや居住環境の未整備を窺わせる汚水、トイレ、ごみ処理、道路保全などに関する告発が頻繁に見られる。GL, MS 3018/1, fols. 23, 28v, 34, 86v–87; I. W. Archer, *The Pursuit of Stability. Social Relation in Elizabethan London* (Cambridge, 1991).

18) T. C. Dale, *The Inhabitants of London in 1638*, edited from Ms. 272 in the Lambeth Palace Library (1931), pp. 230–35. ロンドンの西部への拡大についての概観は、W. G. Bell, *Fleet Street*; N. G. Brett-James, *The Growth of Stuart London* (London, 1935), chap. VIなどを参照せよ。

19) 1660年代の戸税ではこの教区には972世帯あったとされる。この数値は次の文献による。J. A. I. Champion, *London's Dreaded Visitation. The Social Geography of the Great Plague in 1665* (London, 1995), pp. 16–17, 21, 68. 筆者自身が調査した1666年の戸税では、課税世帯は486世帯しかない(National Archives, E179/252/32)。Championの数値には免税世帯が含まれていると思われる。

20) Bell, *Fleet Street*, pp. 342–44. 第2図も参照せよ。

念するために教会の雑務を解かれたし、遺体の運搬人には給与以外に私的な報酬を受けとらないようにとの指令が教区教会より出された²¹⁾。13,200戸と87の教区教会が焼失したとされる1666年の大火はこの教区も巻き込んだが、教区教会の焼失は免れ、ファリンドン外区のなかでは被害は比較的小さくてすんだ²²⁾。市から被害を受けた貧民の救済のために臨時に支給された3,000ポンドのうち、ファリンドン外区には660ポンドが割り当てられたが、その多くは被害の大きかった聖セパルチャー教区(224ポンド11シリング)と聖ブライド教区(292ポンド17シリング)に渡され、聖ダNSTAN教区が受け取ったのは60ポンド18シリングだけだった²³⁾。それでも多くの住民が避難し、「この区の重要な部分が焼け落ちた」ため、この年には区集会も開かれなかった²⁴⁾。

しかしこれらの大災厄により大幅な減少が見られたとしても、ほどなく人口はもとの水準に回復したと思われる。課税記録がそれのある程度立証する。例えば、1673年には大火以前を上回る数の480人が²⁵⁾、また1680年には483人が査定の対象となっている。西部郊外への拡大を反映して、聖ダNSTAN教区を含むファリンドン外区は、17世紀末にはロンドンで最も大きな人口を抱える地域の一つになっていた。1694年の人頭税の分析によれば²⁶⁾、シティの全世帯数は21,095、そのうち市壁内のファリンドン内区は1,360世帯であるのに対し、ファリンドン外区はそのほぼ3倍の4,145世帯(全世帯の19.7%)が住む最大の区であった²⁷⁾。聖ダNSTAN教区はファリンドン外区の一部にすぎなかったが、それでも十分大きく、1692年の人頭税時には、市壁内の小さな区を上回る数の466世帯、間借り人を含めれば685世帯が課税の対象となっている²⁸⁾。

しかし課税記録はこの教区の人口が緩やかではあれ17世紀後半にも増加を続けたことを示唆するとしても、課税関連の記録はきわめて欠点の多い史料であることを留意しなければならない。どの程度の免税世帯があったかはいずれの史料からも不明であるし、目的

21) GL, MS 3016/2, fols. 24-25.

22) 大火と教区教会の被害についての文献は多いが、さしあたり以下を参照。J. Strype, *A Survey of the Cities of London and Westminster* (London, 1720), Book, I, pp. 235-36; W. Chaunceller, *Some account of the several wards, precincts, and parishes, in the city of London* (London, 1772); T. F. Reddaway, *The Rebuilding of London After the Great Fire* (London, 1940), pp. 21-26.

23) この救済金はまず79人(うち寡婦が25人)に分配された。GL, MS 2969/2 (A List of the Names of such persons, in the Parish of St Dunstan's in the West London whoe were sufferers by the late Fire).

24) GL, MS 3018/1, fol. 149v.

25) Corporation of London Record Office (現在、London Metropolitan Archives) (以下CLROと略記), Assessment, Box 12/7 (An Assessment vpon the Inhabitants and Landlords.... with a Rate for the New River Water).

26) C. Spence, *London in the 1690s. A Social Atlas* (London, 2000), pp. 180-81. もっとも、ヘクタール当たり世帯数は平均が79.5世帯、外区は82.7世帯と、大きな開きはなかった。

27) CLRO, Assessment, Box 38/18 (An Assessment upon the Inhabitants and Landlords ...6 Months Tax for disbanding the Army).

28) CLRO, Assessment, Box 38/28 (The names of the parishioners, lodger and servants, within the Parish of St Dunstons in the West within the Libertie of London, for the Fourth Quarterly Poll 1692/3; Fourth Quarter Poll).

が相違するため課税基準も首尾一貫したのではなく、課税対象者の数が人口の規模の変化を正確に反映しているとみることが到底できない。人口学的変化に関するより確かなデータを提供するはずの教区簿冊も、課税記録による観察とかならずしも整合しない。

聖ダンスタン教区の教区簿冊は17世紀以降のものしか利用できず、しかも破損や読解不可能な部分も少なくないが、判読できる埋葬数、洗礼数、結婚数の変動を示したのが次の第2図である²⁹⁾。この図からは次の3点を指摘できる。第一に、ペストの時期の埋葬数の急激なジャンプや年々の変動はあるにしても、洗礼数、埋葬数からは人口増加の明確な趨勢は読み取れないことである。埋葬数は200から300の間で大きな変動を繰り返している。洗礼数は1650年代末に底を打ったのち、増加に転じているが、1670年代後半からは埋葬数の動きと並行しながら、むしろ減少傾向をたどっている。第二に、結婚数は洗礼、埋葬数以上に大きな変化を示している。1640年代から増加傾向が見られた後、1660年代には急速に落ち込み、1690年代末になってようやく増加傾向に転じている。埋葬数、洗礼数との整合性を見出しにくいこの大きな変動は、人口学的な要因よりもむしろ社会的要因、いわゆる「秘密結婚」の流行や広がりとの関係が深かったように思われる³⁰⁾。

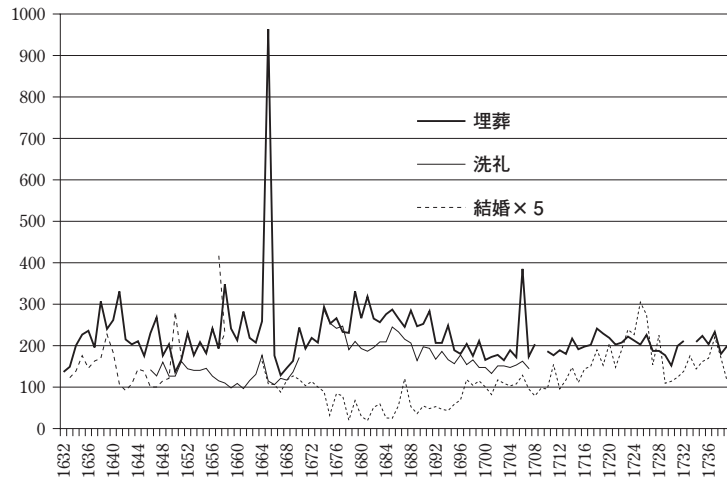
第三に、1640年代から18世紀初頭まで、埋葬数はほとんどつねに洗礼数を上回っていることである。人口学的旧体制の時代の都市の多くの例に違わず、この教区もノーマルな状況では自然減少の傾向が見られた。にもかかわらず、課税記録からはゆるやかながら人口の増加が推測されるとすれば、それはこの教区がかなりの数の移民(転入者)を絶えず受け入れてきたことを意味している。だが他方で、教区簿冊の埋葬や洗礼にはっきりとした増加傾向が見られないことは、移入者も教区簿冊に記録を残さないほど短期間にこの教区を去って行ったことを推定させる。この教区にはそうした激しい人の移動を促すような特徴があったのだろうか。そもそもこの教区の人口はどのようなタイプの住人により構成されていたのだろうか。幸い、17世紀後半の聖ダンスタン区に関しては、各種の課税記録が残されている。以下では、おもにこれらに依拠しながら、職業構造、世帯³¹⁾、移動について検討していくことにしよう。

29) GL, MS 10/345; 10/346; 10/347; 10/348; 10/350 (St Dunstan in the West, Parish Registers) (microfilm) より作成。

30) ファリンドン通りにあるフリート監獄の牧師によって行なわれるフリート婚(秘密結婚)は、17世紀後半以降のロンドンでブームになったといわれる。これについては稿を改めて論じたいが、さしあたり次を見よ。J. Boulton, 'Clandestine marriage in London: an examination of a neglected urban variable', *Urban History*, vol. 20, no. 2 (1993), pp. 191-210; R. B. Outhwaite, *Clandestine Marriage in England 1500-1850* (London, 1995); M. Herber, *Clandestine Marriages in the Chapel and Rules of the Fleet Prison 1680-1754* (London, 1998)。

31) 郊外の一部を含めたシティの職業、世帯構造などについては、1692年の人頭税、1693/4年の上納金を分析した近年の次の研究により、その全体像が明らかにされた。J. Alexander, *The economic and social structure of the City of London, c. 1700*, Unpublished Ph. D. Thesis, University of London 1998; Spence, *op. cit.* 本稿の以下の分析もこれらの成果を参考にしながら進める。

第2図 聖ダNSTAN教区の洗礼、埋葬、結婚 1632-1749年



(三) 社会経済的特徴

(1) 課税記録からの分析

王宮、議会、中央裁判所などの集中するウェストミンスターに隣接し、法学院が集まるこの教区は、ロンドンのなかでも特異な特徴をもつ地域として発展していった。この地域の職業構成については、いくつかのタイプの史料を利用できる。課税記録もその一つであるが、いずれも職業に関しては部分的な情報しか掲載されていない。例外的な史料は1660年の人頭税の記録である³²⁾。ここには課税の対象となった424人のほぼ全員について、その課税額とともに職業名が記載されている。この課税記録に掲載されているのは男性のみであり、男性であれば間借り人であっても査定の対象とされている。地位や職業に応じて異なった税率を適用した査定であったため、このような例外な記録が作成されたものと思われる³³⁾。この時期の職業構造に関して、ある程度体系的な分析が可能な唯一の史料といってよい。

まず、課税額からみておこう。全世帯の課税額は平均して32シリングであるが、最低

32) GL, MS 2969/1, fols. 109-21 (An Assessment upon all and every person and persons ...and residing within that part of the parish of St Dunstans in the West ...According to...a late Act ...for the speedy provision of money for disbanding Army and paying off the forces of this Kingdome both by Land and Sea).

33) これについては、人頭税税率を要約した表が掲載されている T. Arkell, 'An examination of the Poll Taxes of the later seventeenth century, the Marriage Duty Act and Gregory King', in K. Shcurer and T. Arkell (eds.), *Surveying the People. The Interpretation and Use of Document Sources for the Study of Population in the Later Seventeenth Century* (Oxford, 1992), pp. 144-52 を参照せよ。

第2表 人頭税査定に見られる格差 1660年

課税額 シリング	階層別				累積			
	人数	%	額	%	額	%	人数	%
1	101	23.6	101	0.7	101	0.7	101	23.6
2~5	112	26.2	311	2.0	412	2.7	213	49.8
6~10	69	16.1	670	4.4	1,082	7.1	282	65.9
11~20	35	8.2	604	3.9	1,686	11.0	317	74.1
21~50	9	2.1	333	2.2	2,019	13.2	326	76.2
51~100	58	13.6	4,040	26.4	6,059	39.6	384	89.7
101~300	32	7.5	5,658	36.9	11,717	76.5	416	97.2
301以上	7	1.6	3,600	23.5	15,317	100.0	423	98.8
不明	5	1.2						
合計	428	100	15,317	100.0	15,317	100.0	428	100.0
平均	36.2s.							

の1シリングから最高の800シリングまで、税額には大きな幅があった。その分布を示したのが次の第2表である。最も多いのは2~5シリングの課税層であり、これに1シリングのみを支払う最低課税層を加えると、課税対象世帯のほぼ半数を占めている。しかしこの二つの階層の担う課税総額は、課税額全体の5%にも満たない。これに対し最高の査定を受けている300シリング以上の階層はわずか7名しかいないのに、その課税総額は全体の四分の一近くを占めている。さらにその下の階層を含めた100シリング以上のグループは人数では9%を占めるにすぎないが、課税額全体の60%を占めている。課税は当然、一定の財産を保有するものだけを対象としている。この課税では免税の対象となった世帯がどれくらいあったのかは不明である。だがそれを除き課税対象層に限っても、この教区が富の点で格差のかなり大きな社会であったことが推定される。

この格差は、この社会の社会的・職業的特徴と密接に関連していた。この課税に記録されている職業名は77種に及ぶ。その主なものを整理したのが次の第3表である。表には職業名とともに、それぞれの課税平均額、および最大・最小額が示されている。まず印象的なのは、この地域の職業の特異性である。最大の特徴の一つは、法律関係の専門家、および行政官や役人の多さである。リンカーンズ・イン、クリフォード・インなどの法学院を周辺に控え、国王裁判所の所在地にも近いこの教区は、弁護士など法曹界で活動する専門家、あるいはそれを目指す学生が集中する場所であった。弁護士は査定基準にしたがって、全員、600シリングという平均を大きく上回る査定を受けている。裁判官などその他の法律専門家には、10ポンド以下の査定を受けた事務弁護士なども含まれているが、弁護士以上の査定を受けた者もいた。それと並んで、財務府や大法官庁などの、政府機関に所属する役人もこの地域の富裕な住人であった。

第3表 人頭税査定から見た職業 1660年

職業(身分)名	人数	%	平均(s.)	最大(s.)	最小(s.)
Merchant-tailor (of the Livery)	39	9.2	20.5	200	1
Stationer (of the Livery)	29	6.8	25.6	120	1
Barber (chirurgeon of the livery)	24	5.7	9.9	60	1
Haberdasher	20	4.7	9.7	100	1
Grocer (of the Livery)	18	4.2	12.9	100	1
Sadler (of the Livery)	18	4.2	36.1	120	1
Cordwainer (of the Livery)	16	3.8	11.4	41	1
Administrative officers	15	3.5	152.5	800	1
Attorney (at Law)	14	3.3	63.5	201	60
Vintner (of the Livery)	14	3.3	56.6	200	1
Draper	12	2.8	4.7	10	1
Goldsmith (of the Livery)	11	2.6	47.4	133	1
Leatherseller (of the Livery)	11	2.6	18.2	100	1
Cooke (of the Livery)	10	2.4	5.6	10	1
Blacksmith	9	2.1	13.1	100	1
Cutler (of the Livery)	9	2.1	7.6	20	1
Clothworker	8	1.9	6.8	20	3
Gentleman	8	1.9	28.9	80	2
Other legal profession	8	1.9	214.5	201	5
Dr. in Physic	7	1.7	200.3	2001	200
Painter-stainer (of the Livery)	7	1.7	15.0	20	2
Tailor	7	1.7	1.0	1	1
Clockmaker	6	1.4	2.8	10	1
Apothecary	5	1.2	20.4	60	1
Girdler (King's Girdler)	5	1.2	26.6	100	1
Victualler	5	1.2	1.0	1	1
Clerk	4	0.9	7.0	10	1
Dr. in Divinity	4	0.9	40.3	40.1	40
Joiner	4	0.9	1.5	2	1
Lorimer	4	0.9	2.8	5	2
Embroiderer	3	0.7	8.7	15	1
Esquire	3	0.7	200.7	201	200
Porter	3	0.7	1.0	1	1
Scrivener	3	0.7	20.7	60	1
Skinner (of the Livery)	3	0.7	37.0	100	1
Soldier	3	0.7	3.0	7	1
Tallow-chandler	3	0.7	60.3	120	1
Others	52	12.3	—	—	—
合計	424	100.0	36.3	800	1

この教区には新しく成長しつつあったもう一つの専門職も多く住んでいた。医療関係者がそれであり、外科医、薬剤師、内科医、さらに床屋＝外科医などの名称をもつ医療に携わる人々は、課税人口の9%近くを占めている。修道院解散後、ロンドン市が管理するところとなったウェスト・スミスフィールドの聖バーソロミュー・ホスピタル St Bartholomew Hospital のような病院施設が遠からぬ所にあったことも関係があったかもしれないが³⁴⁾、それ以上に、これらの職業が集中したのは、この近辺に彼らの提供する医療サービスを個人的に求める顧客が多数存在したからだと推定される。多数のニセ医者 の存在が物語るように、この時代の医療従事者は治療という実務とともに、「健康」のための各種のサービスを提供する営業者という側面をもっていた。これらのサービスは一種の「贅沢品」であり、その利用は上流階層にとってファッション、彼らが享受する消費文化の一部になり始めていた³⁵⁾。もう一つの特徴は、本屋や出版業者の多さである。18世紀のロンドンはアムステルダムやリヨンをしのぐヨーロッパ最大の出版都市に成長し、聖ダNSTAN教区を貫くフリート通りは新聞社の連なる地域となる。17世紀の中頃のロンドンの出版業はまだ揺籃期にあったとはいえ、この通りは新しい印刷技術が導入される以前からすでに、セント・ポール寺院の境内と並んで、代書屋や写本装飾家、製本屋などが集まっていた。この教区には印刷文化という新しい情報産業の基盤が形成されつつあったことが窺われる³⁶⁾。

他方で、この地域にも多様な商工業者がいた。大きな比重を占めるのは衣服販売・仕立業者 merchant tailor、反物商 draper、雑貨小間物商 haberdasher、食料品商 grocer、金匠 goldsmith、皮革製品販売業者 leather-seller 等の、リヴァリ・カンパニー制度の上位に立つ職業である。これらの職業名をもつ人々のなかには、海外貿易などの大規模な卸売商業を営むものもいた。しかし貿易商人が集中していたのは取引所周辺のシティ中心部であり³⁷⁾、ここに住むこれらの営業者の多くは、ジェントリ階層を顧客とする国内取引を主な営業形態としていたと思われる。

34) Strype, *op. cit.*, Book I, pp. 185–86.

35) R. Porter, *Health for Sale. Quackery in England 1660–1850* (Manchester, 1987): 田中京子訳『健康売ります：イギリスのニセ医者のお話 1660–1850』（みすず書房、1993）。

36) J. Raven, *The Business of Books. Booksellers and the English Book Trade 1450–1850* (New Haven & London, 2007), pp. 12, 26, 162–67; Bell, *op. cit.*; B. Clarke, *From Grub Street to Fleet Street. An Illustrated History of English Newspapers to 1899* (Aldershot: Hants, 2004).

37) この基本的傾向は18世紀を通じても変化しなかったとされる。Cf. P. Gouci, *The Politics of Trade. The Overseas Merchant in State and Society, 1660–1720* (Oxford, 2003), pp. 24–31; do., *Emporium of the World. The Merchants of London 1660–1800* (London & New York, 2007), pp. 27–33. Alexander, Thesis, pp. 266–322 には、1692年の人頭税を使って、112種にのぼる職業ごとの教区別分布を明らかにする地図が掲載されており、職業の集中を知るには大変便利である。しかし職業名がごく部分的にしか記されていない地域もあり、かならずしも職業分布の実態を表しているわけではない。聖ダNSTAN区は職業の記載例が20%以下で、ほとんどの地図で空白となっている。職業名の記載が多い同じファリンドン外区の聖アンドルー・ホルボーン教区や聖ブライド教区では、ジェントルマンを除けば、ブローカー、食料品業者、コーヒーハウス、白目細工師、肉屋、指物師、書記、弁護士、床屋、外科医などが多い職業である。

この地域も特定の職業にだけ特化していたわけではなかった。シティの他の地域に数多く見られる織布工、染色工などの手工業的職業や運送業などはこの課税記録にはほとんど現れないが、ここにもパン屋などの食料品関連業者、大工やレンガ職人、蹄鉄工などの、どこにも見られる職人も存在した。しかし課税記録から判断する限り、その数は相対的に小さいといえる。

この課税記録について触れておかねばならないもう一点は、この時期の課税記録としては例外的に、38人の男性間借り人の身分や職業も判明することである。そのうちの少なくとも25人は、ジェントルマンや法律家、役人などのエリート階層に属する人々であった。この地域の上流階層の一部は間借り人として居住していたのである。

(2) 教区簿冊の職業構造

いうまでもなく、すべての住人が課税の対象となったわけではない。1660年の人頭税はどの範囲の住人を把握していたのだろうか。これを検証するために、教区簿冊という性格の違う史料を吟味してみよう。職業名はどの教区簿冊でも、またどの時期でも記載されたわけではなく、聖ダズスタン区の教区簿冊の場合にも、この目的に利用可能なのは限られた時期のものだけである。第4表には、1645年から57年までの12年間の洗礼簿に記載された職業名が分類されている³⁸⁾。原則としてこの教区のすべての住人(国教徒)³⁹⁾について記録したはずの洗礼簿からえられる職業構成は、課税対象とならなかった住民を含んでいる点で、より包括的で実態に近いといっておくべきであろう。

課税記録の分類と目立って異なる点は、ジェントリ、エスクワイアの多さである。その代り、課税記録で高い比重を占めていた法律家、行政官などの名称がまったく見当たらない。これら富裕な階層は教区簿冊では職業上の名称ではなく、名誉と威信を伝える地位の称号で記載されたのである。課税記録で専門職、ジェントリ、エスクワイアに分類されるのは21%であるのに対し、教区簿冊のジェントリ、エスクワイア層の比率はそれよりさらに多い28%にも達する。この違いは、教区簿冊のこの階層に商工業者の一部が含まれていることによるものであろうが、このことはさらに、地主、専門職、富裕な商工業者という身分も職業も異なる人々が、ジェントリという一つの階層を形成していたことも示唆する。

38) GL, MS 10/345 (Parish Registers, Baptism 1645-1657) より作成。2度以上現れる人物は1名分に調整した。なお、この教区の職業構造を分析した研究としては、1606-10年の洗礼簿を分析した次の研究がある。酒田利夫「近世ロンドンにおける郊外」『巨大都市ロンドンの勃興』所収、47-49ページ。

39) 区審問記録では1621年にHenry Lusherなる薬剤師が教区の教会の儀式に参列することを頑に拒むカトリック教徒 *recusant* として告発されたのが最初の例である。その後もカトリック教徒を寄留人として置いているなどの告発の例も見られるが、その数は限られていたと思われる。GL, MS 3018/1, fols. 104v, 105-16v, 134, 137v, 157.

第4表 教区簿冊から見た職業

職業名	人数	%	職業名	人数	%
Gent	69	21.8	Goldsmith	3	0.9
Esq	21	6.6	Apothecary	2	0.6
Tailor	20	6.3	Carpenter	2	0.6
Barber	17	5.4	Churgeon	2	0.6
Bookseller	16	5	Haberdasher	2	0.6
Sadler	16	5	Inn keeper (holder)	3	0.9
Cook	15	4.7	Leatherseller	2	0.6
Vintner	15	4.7	Milliner	2	0.6
Victualler	14	4.4	Minister	2	0.6
Shoemaker	9	2.8	Porter	2	0.6
Cutler	8	2.5	Smith	2	0.6
Watchmaker	8	2.5	Tapster	2	0.6
Grocer	7	2.2	others*	24	7.6
Stationer	7	2.2	合計	317	100
Silkman	6	1.9	* bookbinder, brewer, comb-maker, confectioner; currier, fishman, girdler, hosier, joiner, marriner, plumber, spurrier, stone-cutter, tallow-chandler, upholster, waterman, woolen draper etc.		
Chandler	5	1.6			
Draper	4	1.3			
linnen draper	4	1.3			
Clockmaker	3	0.9			
Cobbler	3	0.9			

ジェントリ層に含まれない商工業者についてはどうであろうか。職業の種類は課税記録のものとは大差はないが、従事者の数には違いがある。第5表は、第3、4表にあらわれる主な職業について、それぞれが全体に占める比率を比較したものである。きわめて大雑把なものでしかありえないが⁴⁰⁾、二つの記録の比率の違いは、それぞれの職業の従事者のうち、課税対象となりえた住人の比率の多寡を反映しているとみなしてよかろう。その差がもっとも大きい本屋の例でいえば、課税記録では0.5%を占めるにすぎないのに洗礼簿では5%も占めているのは、この職業の従事者の多くが担税能力のない貧しい住人からなっていたからだと推定される。逆に、課税記録の比率が大幅に上回っている出版業者 stationer の場合には、課税対象となる富裕な住人が相対的に多かったことを示唆する。

課税記録に相対的に少ない、つまり免税された貧しい業者が比較的多い職業には、本屋のほかには、区集会での営業登録を必要とされる料理人 cook、飲食料業者 victualler などの業者がある。洗礼簿ではかなりの数の時計職人も住んでいたことがわかるが、その多くも課税対象となるほどの財産をもたないという意味で貧しい住人だった。課税記録には1人もあらわれない絹職人 silkman や婦人帽子屋 milliner もまた同様であった。これらは奢

40) 二つの記録では対象となった職業の数に違いがあるし、課税記録が一時点での記録であるのに対し、13年間にわたる洗礼簿の職業には移動に伴う変化を考慮する必要がある。

第5表 二つの史料の職業比較(全体に占める比率)

職業名	教区簿冊	人頭税
Bookseller	5.0	0.5
Victualler	4.4	1.2
Cook	4.7	2.4
Watchmaker	2.5	0.2
Vintner	4.7	3.3
Sadler	5.0	4
Chandler	1.6	0.7
Inn keeper (holder)	0.9	0.2
Cutler	2.5	2.1
Barber (+churgion)	5.6	5.7
Draper (linnen draper)	2.6	2.8
Clockmaker	0.9	1.4
Apothecary	0.6	1.2
Shoemaker (cordwainer)	2.8	3.8
Smith	0.6	2.1
Goldsmith	0.9	2.6
Leatherseller	0.6	2.6
Grocer	2.2	4.2
Haberdasher	0.6	4.7
Tailor	6.3	10.5
Stationer	2.2	6.8

侈的な商品を扱う比較的新しい職業であり、この地域で暮らすジェントリなど富裕な階層の需要にこたえて成長してきたと推定される。

課税記録、教区簿冊どちらの数値も、この教区が「ジェントリの町」であったことを強く印象づける。しかしそうはいつでも、エリート階層のみの住む排他的な住宅地域というわけではなかった。ここには有力リヴァリ・カンパニーのメンバーもいれば、エリート層の消費需要と密接に結びついた多様な商工業者も居住していたし、課税の対象からはずれた貧しい業者も少なからず存在していた。17世紀中頃の聖ダNSTAN教区は地主、専門職エリート、富裕な商工業者、貧しい小商人、職人層がともに住む地域だったといわねばならない。

(四) 世帯の構造

17世紀の課税記録には、世帯の構成に関する情報を含んだ史料も少なからず残されている⁴¹⁾。ここではそのうち、1678年と1692年の二つの人頭税を検討の対象とする。この二つの課税記録の記載の仕方には若干のずれもあるが、同じ人頭税に関する査定記録であり、15年足らずの間隔のある二つを比較することで、その間の変化を垣間見ることができよう。

最初に1678年の人頭税記録を分析してみよう⁴²⁾。タイトルにもある通り、この課税には間借り人、子ども、徒弟、日雇職人、男女の奉公人などについて、その名前も含めた詳細が、課税額とともに記録されている。課税対象となった家 house は436戸だが、その

41) それらのうち最も包括的なものは1695年の結婚税の記録である。これについての詳細な分析は稿を改めて発表する予定である。1660年代のこの教区の世帯については、炉税を分析した次の文献が有益である。M. J. Power, 'East and west in early modern London', in J. J. Scarisbrick et al. (eds.), *Wealth and Power in Tudor England* (London, 1978), pp. 167-85; Champion, *op. cit.* 前者については、酒田、前掲稿で詳しく紹介されている。

42) CLRO, Assessment Box 67/13 (An Assessment vpon all the Inhabitants, Lodgers, Children and Servants, and all Officers, within that part of the Parish of St Dunstons' in the West, which lyeth within the Liberty of the City of London).

第6表 世帯のタイプ (1) 1678年

世帯タイプ	世帯数		平均世帯規模	女性世帯主	
	数	%		数	%
主世帯 (間借り人除く)	436	76.8	4.89	43	9.9
間借り人世帯	132	23.2	1.84	41	31.1
合計	568	100.0	—	84	14.8

うちの70戸はあわせて132の間借り人世帯を抱えていた。間借り人世帯以外の世帯を主世帯 *principle householders* と呼ぶとすれば⁴³⁾、合計568世帯のうち、ほぼ四分の一、男性世帯だけに限っても91世帯(16%)が間借り人世帯だったことになる。先に検討した1660年の課税記録では、男性間借り人38人は、課税対象者426人の8.9%を占めるにすぎなかったことから判断すれば、大火を挟む20年足らずの間に、間借り人世帯の数は相当増えたことになる⁴⁴⁾。

二つの世帯の平均規模には大きな差があり、主世帯は5人に近かったのに、間借り人は2人以下だった。二つのタイプの世帯の規模を細かく比較したのが、次の第3図のグラフである。主世帯の規模が3~6人の範囲に集中し、10%以上の世帯が8人以上の大世帯であるのに対し、間借り人世帯の場合にはほぼ三分の二は単身世帯である。しかし間借り人世帯にも3人以上の規模の世帯が18%ほどいた。二つのタイプの世帯の違いは、世帯主の性別にも明瞭に表れている。主世帯では女性の世帯主はせいぜい10%であるのに対し、間借り人世帯の場合には三分の一近くを占めている。

世帯規模の大きさを左右する要素の一つは、子どもの数である。次の第7表は、主世帯、間借り人世帯それぞれについて、子どもの数を比較してみたものである。どちらの世帯でも子どもの数はかなり少ない。主世帯の場合、子どものいない家族と1人だけいる家族は合わせて全体の73%に達する。3人以上の子どものを抱える世帯は15%にも満たない。間借り人の場合には、子どもをもつ世帯そのものが15%程度しかなかった。P.ラスレットが描いた「子どもがそこにいる」という前近代社会のイメージは⁴⁵⁾、この都会の一地域には当てはまりそうもない。

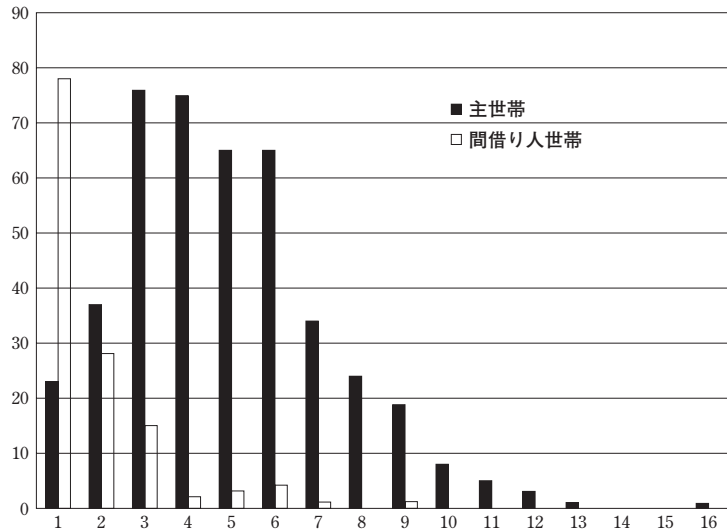
世帯のなかには主世帯、間借り人世帯を問わず、兄弟姉妹や母親などの親族を抱えるものもあった。だがそうした例はまれで、全体の6.7%(38/568)にすぎなかった。世帯の大きさを左右したのは子どもや親族よりも、「奉公人」と総称されるグループである。こ

43) 主世帯と間借り人世帯については、Spence, *op. cit.* を参照せよ。

44) 1683年の間借り人調査を分析した次を見よ。中野忠「寄留人、間借り人、下宿人—近世ロンドンの住宅事情の一斑—」『早稲田社会科学総合研究』第9巻、第3号(2009)、30-31ページ。この調査自体が、間借り人の増加を懸念する当局の意図を反映したものと思われる。

45) P. Laslet, *The World We Have Lost: Further Explored* (London, 1983) : 川北稔・指昭博・山本正訳『われら失ひし世界：近代イギリス社会史』(三嶺書房、1986)、161ページ。

第3図 世帯規模の比較 1678年



第7表 子どものいる世帯 1678年

子ども数	主世帯		間借り人世帯	
	世帯数	%	世帯数	%
0	200	45.9	112	84.8
1	118	27.1	8	6.1
2	55	12.6	8	6.1
3	33	7.6	3	2.3
4	17	3.9	0	0.0
5	9	2.1	0	0.0
6	2	0.5	0	0.0
7	2	0.5	1	0.8
	436	100.0	132	100.0

れには様々なタイプのものがあるが、1678年の課税記録では、男性の徒弟 apprentice と日雇職人 journeyman、および女性奉公人 maid servant が区別されている。それぞれの数にしたがって世帯を分類したのが次の第8表、第9表および第10表である。

間借り人世帯には徒弟や日雇い職人を抱える世帯はほとんどいないが、主世帯ではほぼ半分の世帯が徒弟を抱えていた。徒弟がおもに商工業者の親方のもとで暮らす若者だったとすれば、他の地域と同様、この地域の主要な住民グループも、1人か2人の徒弟と、まれにはせいぜい1名の日雇い職人を抱える独立の商工業者だったことを示している。

徒弟や日雇い職人を抱える以上に、この教区では女性の奉公人をおくことがふつうだった。四分の三の世帯には1人か2人の女性奉公人がおり、間借り人のなかにも少ないながら同様な世帯があった。彼女たちはただの「奉公人」ではなく、はっきりと「若い女性の

第8表 徒弟のいる世帯 1678年

徒弟数	主世帯		間借り人世帯			
	世帯数	%	徒弟数	世帯数	%	徒弟数
0	229	52.5	0	127	96.2	0
1	131	30.1	131	5	3.8	5
2	54	12.4	108	0	0.0	0
3	15	3.4	45	0	0.0	0
4	7	1.6	28	0	0.0	0
合計	436	100.0	312	132	100.0	5

第9表 日雇い職人のいる世帯
(主世帯のみ) 1678年

職人数	世帯数	%
0	404	92.7
1	24	5.5
2	6	1.4
3	2	0.5
合計	436	100.0

第10表 女性奉公人のいる世帯 1678年

奉公人数	主世帯			間借り人世帯	
	世帯数	%	合計(人)	世帯数	合計(人)
0	161	36.9	0	106	0
1	208	47.7	208	20	20
2	60	13.8	120	6	12
3	4	0.9	12	0	0
4	2	0.5	8	0	0
5	1	0.2	5	0	0
合計	436	100.0	353	132	32

奉公人」と記されており、商工業者の営業上の補助労働力としてではなく、家事一般を担当する家内奉公人であり、大部分が未婚の「ライフ・サイクル奉公人」だったと考えられる。奉公人にはその他に、特別の限定のない奉公人が20人（男性13人、女性7人）いた。彼らはおそらく「専業の」奉公人だと考えられる。また「書記 clerk」という名称の同居人をもつ世帯も35世帯あった。

聖ダンスタン教区は若い女性や書記に働き場所を提供する世帯が多い地域だった。1660年の人頭税記録でも明らかになったように、この課税記録でもナイト、ジェントリ、エスクワイアという称号をもつものが主世帯で66人、間借り人世帯でも25人いた。主世帯に関して言えば、47人の書記のうちの45人はこれらの世帯に属していたし、女性奉公人(353人)のうちの29.5% (104人)もこれらの世帯が雇用していた。

次に1690年代の課税記録の検討に移ろう。90年代には複数の課税記録を利用することができるが、そのうち、1692年の人頭税と1693/4年の上納金 aid については詳細な分析がなされている⁴⁶⁾。その分析結果を参照しながら、ここでは1692/3年の人頭税第四期分の査定をとりあげ、1678年のものと比較してみよう⁴⁷⁾。1678年から15年にも満たない時

46) Spence, *op. cit.*; Alexander, 1692年の人頭税はデータベース化されている。

47) CLRO, Assessment Box 38/28 (The names of the Parishoners, lodger and servants, within the Parish of St Dunstons in the West within the Libertie of London, for the fourth Quarterly Poll 1692/3;

期に作成された査定記録であり、大きな違いは予測できないが、それでもこの間に生じた変化の方向を読み取ることができる。

最も目立つ変化の一つは、間借り人世帯の増加である。世帯数も増えているが、その大半は間借り人世帯の増加によるもので、このタイプの世帯は全体の三分の一を占めるまでになっている。世帯の平均規模も縮小しているが、特に主世帯の場合、その幅は大きい。次の第12表のように、1678年と比べると、1人ないし2人の小規模世帯の割合が大きくなっている。第13表が示すように、子どもを持つ世帯、子どもの数そのものも、この間にさらに減少していることが、世帯規模の縮小の要因の一つだった。しかし子どもを持つ世帯の数や分布は、シティ全体の数値と大きな違いはない⁴⁸⁾。

1678年の課税記録と異なって、1692年の人頭税では、奉公人、徒弟、女性奉公人などについての区別がなされていない。そのため二つの年度を詳細に比較することはできないが、奉公人を一括して人数別に整理し、あわせてシティ全体の比率と比べてみたのが次の第14表である。1678年と比べると1692年には奉公人の数は増えているが、奉公人を持たない世帯の比率は高まり、1世帯当たり平均奉公人数も主世帯、間借り人世帯ともにやや減少している。だが1692年の時点でも、シティ全体の数値と比べれば、この教区は奉公人を抱える世帯がきわめて多い地域だったといえる。

二つの史料の分析から明らかになったこととして、以下の点を指摘しておこう。まずジェントルマンの町という印象とはやや異なって、この地域にも徒弟や職人——その職業名は不明だが——を抱える商工業者の世帯がかなりの数存在したことである。徒弟・職人の数からみて、その経営規模はかならずしも大きくはなかったと推定されるが、ジェントリや専門職の他に、彼らもこの地域の重要な住民グループだった。第二に、シティの他の場所以上に多くの奉公人を抱える地域だった。とりわけ女性の奉公人が多いのが特徴の一つである⁴⁹⁾。これら女性奉公人に雇用を提供するジェントリや専門職階層の多さが、この特徴を生む要因の一つだったと考えられる。第三に、かならずしもこの教区の際立った特徴とはいえないが、子どもをもつ家族、子どもそのものの少ない地域だったことも指摘しておこう。若いカップルよりも子どもがすでに家を出た中年以降の夫婦、あるいは結婚前の若い男女が多く住む地域だったといえる。第四に、この地域は間借り人世帯が多く、その数は増加傾向にあった。間借り人の多くは単身者であり、彼らの中にはエリート層に属するものもいた。これらの住民はどの程度、この地域に根付いた人々であったろうか。次の節ではこれを検討してみよう。

Fourth Quarter Poll).

48) Cf. Spence, *op. cit.*, p. 94.

49) Spenceの分析結果によれば、徒弟をあわせた男性の「奉公人」はシティ全体では10,278人、これに対して、女性奉公人は11,096人と男性のほうがやや少ない。だが徒弟の数は明記されている者のみ数で、区によっては徒弟がゼロとか数名しか確認できないところもあり、実際には男性奉公人の数はこれよりずっと大きな数値になるものと思われる。Cf. Spence, *op. cit.*, p. 179.

第11表 世帯のタイプ (2) 1692年

世帯タイプ	世帯数		平均世帯規模	女性世帯主	
	数	%		数	%
主世帯 (間借り人除く)	468	68.2	4.07	61	9.2
間借り人世帯	218	31.8	1.64	47	18.8
合計	686	100.0		108	15.7

第12表 主世帯の世帯規模分布 (%)

人数	1678年	1692年
1	5.3	10.0
2	8.5	16.9
3	17.4	20.1
4	17.2	16.9
5	14.9	12.8
6	14.9	10.5
7	7.8	5.1
8	5.5	2.6
9	4.4	2.6
10以上	4.1	2.6
	100.0	100.0

第13表 子どもを持つ世帯 1692年

子ども数	聖ダンスタン教区				シティ全体	
	主世帯		間借り人世帯		主世帯	間借り人世帯
	世帯数	%	世帯数	%	%	%
0	280	59.8	198	90.8	55.8	90.1
1	104	22.2	17	7.8	21.9	7.1
2	50	10.7	3	1.4	12.8	2.1
3	25	5.3	0	0.1	5.3	0.4
4	5	1.1	0	0.1	2.6	0.1
5	3	0.6	0	0.1	1.0	0.1
6以上	1	0.2	0	0.1	0.6	0.0
合計	468	100.0	218	100.0	100.0	100.0

シティについての数値は、Spence, *op. cit.*, 94.

第14表 奉公人数の比較

各種奉公人数	聖ダンスタン教区								シティ全体	
	主世帯				間借り人世帯				主世帯	間借り人世帯
	1678年		1692年		1678年		1692年		1692年	
	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%	%	%
0	74	17.0	119	25.4	99	75.0	176	80.7	42.7	90.8
1	149	34.2	126	26.9	27	20.5	35	16.1	28.6	7.1
2	103	23.6	106	22.6	6	4.5	5	2.3	14.7	1.5
3	67	15.4	68	14.5	0	0.0	1	0.5	7.4	0.4
4	25	5.7	27	5.8	0	0.0	1	0.5	3.7	0.2
5	13	3.0	12	2.6	0	0.0	0	0.0	1.6	0.0
6	2	0.5	3	0.6	0	0.0	0	0.0	0.6	0.0
7以上	3	0.7	7	1.5	0	0.0	0	0.0	0.7	0.0
合計	436	100.0	468	100.0	132	100.0	218	100.0	100.0	100.0
1世帯平均	1.73		1.69		0.30		0.24			

シティ全体については、Spence, *op. cit.*, p. 95.

(五) 構成員の交替—移動をめぐって

地域社会の住民の間に見られる移動性は、ある地域社会の特徴を考えるとときに決定的に重要な側面である。一般論からすれば、その構成員（あるいは世代交代を考えれば家族や世帯）の交替が頻繁でない社会は変化への対応性は低い安定性が高く、逆に頻繁な社会は対応力は高い流動的な社会であり、この二つの特性は、農村と都市、あるいは伝統的社会と近代社会を対比する特性とみなすこともできよう。伝統的なイングランド農村が移動の乏しい社会であったことには有力な反論があるが、近代以前の時代でも都市は移動性の高い場所であったことは十分推定される場所である⁵⁰⁾。だが移動の頻度はどの程度だったのだろうか。この問題は、特に住民が担当する役職によって統治が支えられているような地域社会にとっては、安定性をはかる重要な指標である。

近年の研究は、個人や家族の履歴に焦点を当て、日記や遺言書など様々なデータをリンクすることによって、移動の動機にまで考察を広げ、移動の実態は大量観察による統計的分析が教える事実や、都市と農村の単純な二分法で分類されるよりもはるかに複雑で、多様であったことを明らかにしてきている⁵¹⁾。だが地域社会の機能に関して欠くことのできない論点であるにもかかわらず、この時期のロンドンの移動の実態について詳細を解明することは史料上ほとんど不可能に近い。唯一の方法は、救貧税などの納税者記録に代表される住民リストを時系列的にチェックしてみるやり方である。18世紀以前にそうした記録が連続して残っている地域はまれだが、なかには17世紀後半から一種の住民調査が残されている例もある⁵²⁾。

残念ながら、聖ダNSTAN教区についてはそのような斉一的な住民リストは残っていない。だが17世紀後半に関しては、様々なタイプの課税記録を利用することができ、これらを相互にチェックすれば、この地域社会の構成員の交替の頻度にある程度解明できる。きわめて素朴な方法であるが、役職の担い手の解明という本稿の目的からすれば、有効な手段であろう。

50) 移動（交替）についての研究は、中野忠「イギリス近世都市における移動、役職、地域社会—ロンドンの事例から—」『早稲田社会科学総合研究』第10巻、第3号（2010）、8-22ページも見よ。また19世紀の事例だが次も参考になる。K. Schurer, 'The role of the family in the process of migration', in C. G. Pooley and I. D. Whyte (eds.), *Migrants, Emigrants and Immigrants. A Social History of Migration* (London, 1991), pp. 106-42. 17世紀後半ノリッジの炉税を比較分析した、唐澤達之『イギリス近世都市の研究』（三嶺書房、1998）、75-81ページも参照せよ。

51) 代表的な研究として例えば、C. Pulley & J. Turnbull, *Migration and Mobility in Britain since the 18th Century* (London, 1998), esp. chaps. 1 & 2; D. J. Siddle (ed.), *Migration, Mobility and Modernization* (Liverpool, 2000).

52) 例えば、GL, MS 4426 (Broad Street Ward: St Christopher le Stocks Precinct, Minute 1670-1778; Accounts 1670-1729) には、1671年から毎年、道路管理役による税の徴収記録した住民リストが残されている。しかし筆者が調べた限り、18世紀後半以前にこのような詳細なリストが残っているのは例外である。

住民リストとしての課税史料の不完全さは、次の簡単な比較によってもテストされる。例えば、1660年に関しては二つの課税リストが利用できる。どちらも軍隊解散のための費用を賄う目的の課税徴収に関するもの⁵³⁾だが、一つは先に職業分類で利用したギルドホール（現在はLMA）に所蔵されている冊子体の記録、もう一つはロンドン市文書館所蔵（現在はLMA）の記録である⁵⁴⁾。前者では男性のみが課税の対象となり、438人がリストされているが、そのうち間借り人を除く主世帯は400世帯である。後者では487世帯が査定を受けているが、そのうち55世帯は女性（寡婦）が世帯主である。それぞれの査定から間借り人世帯主と女性世帯主を除いた世帯のうち、両方の課税とも査定の対象となっているのは316世帯で、全体の80%程度にすぎない。

同じ年の人頭税に限ってもリストにこのような食い違いがあるとすれば、異なる年度の異なるタイプの課税記録を比較することにはさらに大きな制約がある。以下の分析はこの制約を認めたくて評価せねばならない。さらに、課税記録を扱うときにはその補足率という大きな問題がつきまとう。課税を免れた住民、とりわけ貧困のために免税を受けた層が少なからずいたことは疑いない。しかしそれが何人いたかは、以下のいずれの課税記録でも不明である。課税記録で追跡できるのは住民全員ではなく、あくまでも担税者の移動、交替であるが、貧困のために免税された住人はより高い移動性をもっていた可能性は高い。しかし地域社会の機能を考えるときには、これら担税者のほうが重要である。地域社会の公共的責任を果たすのは彼らだったろうからである。貧困層を除くことは、この目的からすれば、決定的な障害とはならないと考えてよからう。

以下では三つの時期にわけて、課税リストを比較検討する。まず王政復古、ベスト、大火という政治的・社会的大事件が続く1657年から1671年までの6つの課税記録を検討してみよう。それを整理したのが次の第15表である。(a) 課税対象数のなかには店舗、諸施設（法学院、関税役所など）、空家（empty house）等が含まれている。1657年の場合、それらを除いた447人（世帯）がこの年の課税対象者である。このコーホートの同姓同名が1660年以降のそれぞれの年の課税記録で何人確認されるかを辿ってみたのがこの表である。(b) は姓名も通り名も同一のものであり、これはほぼ同一人物とみなして差し支えないだろう。(d)、(e) は同姓同名だが通り名が相違するものを指す。同一人物がこの間に同じ教区内の別の通りに転居したか、同姓同名だが別人がこの間に転入したかのいずれかの可能性がある。また本人の名前が消滅しても、同じ通りに住む同姓の寡婦がいれば、その「世帯」は同じ場所に継続して定住していたとみて、この項に含めた。(c)、(f)

53) 12 Charles II c. 9; 12 Charles II c.10; 12 Charles II c. 28 *The Statutes of the Realm*, V, pp. 207–26, 277. この時期の人頭税については、Arkell, *op. cit.*, pp. 142–180.

54) GL, MS 2969/1 fols. 110–29; CLRO, Assessment Box. 11 (An Assessment for 3 Months from the 29th of September 1660 ...an Act for the speedy raising of £70,000 per month...the other for disbanding of the Army).

第15表 住民の移動 (1) 1657-1671年

	課税年	1657	1660	1661	1663	1665	1671
(a)	課税対象数*	463	487	489	497	481	393
(b)	停留者数 (1)	447	254	208	196	175	6
(c)	停留率 (1) %	100	56.8	46.5	43.8	39.1	1.3
(d)	通り名の相違する者		17	19	13	19	55
(e)	停留者数 (2)	—	271	227	209	194	61
(f)	停留率 (2) %	100	60.6	50.8	46.8	43.4	13.6
(g)	前回課税にないもの			0	14	14	10

* shop などを含む。

はスタートの1657年と比べた場合のそれぞれの停留率を示している。(g)は直前の課税記録にはないが、それ以前の記録には確認される姓名の数を示す。例えば、1663年には、1661年の課税記録にはないが、1660年または1657年の記録には掲載されている名前が14人分あったことを示している⁵⁵⁾。彼らは1661年には課税基準を満たさなかったために査定を免れたか、この年には別の場所に転出し、1663年までに再転入した可能性がある。だがその数は無視しうるほど少数である。

この表によれば、1657年から3年後の1660年までに4割以上が転出もしくは死亡によってこの教区の課税記録から消滅し、明らかにここに留まったのは57%だけだった。その後、消滅のペースは急速に落ち、7年後でも40%近くがこの教区に住み続けていた。停留者を多めに推定する(d)、(e)をとっても、この傾向は大きく変わらない。

しかし1665年のペスト、1666年の大火を経た後には、状況は大きく変化する。1671年の課税記録はそれまでの記録と比較して査定対象者そのものが少なく、そのために当然、記録からの脱落者も多いことが予想されるが、それを勘案しても、停留者は大幅に減少する。ペスト直前の1665年から6年しかたっていないのにもかかわらず、最初のコーホートのうち同じ通りに住み続けていたのはわずか6人にすぎない。1671年の課税はそれ以前のものとは道路の呼び名や区切り方に違いがあり、正確な比較は困難である。しかし名前だけでピックアップしても、1657年の課税記録の同姓同名者はわずか14%弱しかない。大火以後、この教区の住民の大きな部分が入替わったとみて間違いあるまい。

そうした高い流動性は1670年代前半まで続く。次の第16表は、1670年代の5つの課税記録を同じ方法で分類したものである。出発年となる1671年に関しては臨時税と道路管理税の二つのリストが利用できるが、後者の方には「空き家」と記されているもの23件など、世帯主が不明のものが多いために、ここでは臨時税のほうを利用する⁵⁶⁾。二つの

55) 同姓同名であっても、特にJohn Smithのような平凡な名前の場合には、別人の可能性もある。しかし全体としてこうした姓名は分類に支障をきたすほど多くない。

56) GL, MS 2969/2, fols. 493-518 (A Valuation and Assessment of and upon the Landes, Offices and

第16表 住民の移動 (2) 1671-1680年

	課税年	1671	1673	1674	1678	1680
(a)	課税対象数	388	480	469	436	483
(b)	停留者数 (1)	356	71	53	28	29
(c)	停留率 (1) %	100	19.9	14.9	7.9	8.1
(d)	通り名の相違する者		125	116	85	75
(e)	停留者数 (2)	—	196	159	113	104
(f)	停留率 (2) %	100	55.1	44.7	31.7	29.2
(g)	前回課税にないもの			5	7	7

記録とも、査定対象数は400件以下で、どの年の課税記録よりも少ない。課税の基準や方法の違いよりも、担税者そのものの数が少なかったと考えてよいだろう。

1673年以降の課税対象者数が1671年のコーホートよりかなり大きいにもかかわらず、1670年代の停留率は60年代のそれと比較してもきわめて低い。特に表(b)、(c)欄に見られるように、スタート年から2年後の1673年の記録で同じ通りの同姓同名者と確認されるのは、20%にも満たない。これは一部には70年代の課税記録には通り名の違いやずれが多いためでもあるが⁵⁷⁾、通りを無視して同姓同名者に限っても、その停留率はせいぜい60%である。このなかには、この2年間に実際にこの教区内で転居したものもいた可能性がある。

1674年以後は、停留率は安定したようにみえる。それでも70年代を通して見れば、1671年に査定を受けた356人のうち、9年後の査定にも同じ場所に住んでいたと考えられるのは8%前後、この教区の別名の通りに住んでいたものは最大に見積もってもせいぜい30%だった。

1670年代前半の高い流動性がペストと大火の影響だったとすれば、その打撃から回復したと思われる1690年代はどうだったろうか。4つの年度について検証してみよう。1690年は人頭税、先に検討済みの1692年も人頭税、1695年は結婚税、1696年は窓ガラス税に関する査定リストである⁵⁸⁾。このうち、1695年の結婚税のリストはこの時期の査定記録のなかで最も補足率が高いとされるものである⁵⁹⁾。課税対象数にかなりバラツキがあるため、ここでは停留率を最も高く推定することになる同姓同名者のみについてチェッ

Stocke of the Inhabitants of the Parish of St Dunstan in the West in London ..for the Subsidy granted to his Majesty by Act of Parliament made 22 & 23 years of his Majestyes Rainge); fols. 519-536 (The Assessments and Rates for the Pavements According to the Orders of the Commission of ye Sewers).

57) 例えば、Fleet Street と North of Fleet Street、また Morescroft Court と Johnson's Court はほぼ同じ課税地域を指すと思われるが、(b)、(c) の分類では別人として算定されている。

58) CLRO, MS Assessment Box 6/1 (poll tax for 1690); CLRO, MS Box 37/9 (window tax for 1696).

59) CLRO, MS Marriage Assessment No. 106 (An Assessment made the Sixteenth Day of July 1695 upon the Inhabitants ...for granting to this Majesty certain Rates and Duties upon Marriages, Births and Burials and upon Bachelors and Widowers for the term of Five years for Carrying on the War against France with Vigor). 住民のアルファベット順のリスト、および史料の解説は D. V. Glass (ed.), *London Inhabitants within the Walls 1695* (London, 1966).

第 17 表 住民の移動 (3) 1690-1696 年

	課税年	1690	1692 (a)	1692 (b)*	1695	1696
	課税対象数	493	466		655	394
(e)	停留者数 (1)	493	198	269	164	149
(f)	停留率 (1) %	100	40.2	54.6	33.3	30.2

* 1695 年の課税にあらわれる 71 人を加えた数。

クしてみることにしよう。次の第 17 表は、その結果をまとめたものである。1695 年の結婚税の補足率が高いため、1690 年のコーホートのうち、この査定には記されているが 1692 年の人頭税のリストにはあらわれない名前が 71 人分もある。これらの大部分は、1692 年の課税時にもこの教区にいたが、査定を免れた住人だったと考えられる。1692 年 (b) はこれを加えた人数である。

この数値をとっても停留率は低く、1690 年の 493 人のうち、2 年ほどの間に 45.4% はこの教区からいなくなったと推定される。さらに 5 年後の結婚税の年には、1690 年の住民のうちの、多く見積もっても三分の一だけがこの教区に留まっていた。

以上の分析はすべて主世帯に関するものである。1690 年代に関しては、この地域でますます住民のなかの大きな部分を占めるようになっていた間借り人についても、同様な方法で移動をチェックしてみることができる。493 人が課税対象となった 1690 年には 153 人の間借り人（世帯）がいた。1692 年の人頭税では課税対象者は 5.5% 減少しているが (466 人)、間借り人は 41.2% も増えて 217 人になっている。最も補足率の高い 1695 年の結婚税では、間借り人の数は 349 人に達している。だがこれらの記録の比較から確認される間借り人の停留率はきわめて低い。1690 年のリストの姓名のうち、1692 年の記録にもあらわれるのは 7 人、さらに結婚税でも確認できるのはわずか 2 人にすぎない。間借り人は主世帯よりも貧しく、免税の対象となる世帯が相対的に多かったとすれば、これは一部には 1692 年の補足率が低下したことが影響しているかもしれない。1695 年の結婚税では、1692 年の記録には表れない 14 人が確認できるからである。それでも 1690 年の間借り人のうち 1695 年にもこの教区で課税の査定を受けたのは、せいぜいのところ 16 人 (3.3%) だけだった。

1695 年の結婚税まで停留した 16 人のうち、6 人はエスクワイア、ジェントリ、ドクター 1 人、ミスターないしミシーズ 7 人などの高い地位の呼称をもっていた。間借り人のうち比較的長くこの地域に留まったのは、これら上層の住民だけであり、ほとんどの間借り人はこの教区を去るか、さもなくば課税査定の対象とならない貧しい層に下降していったのである。少数の上層階層を別にすれば、間借り人はきわめて移動性の高い住民層だったことは疑いない。

移動性の高さからいえば、奉公人はさらに流動的な階層であったことが予想される⁶⁰⁾。だが聖ダンスタン区の課税記録に関していえば、奉公人の名前は記載されないのが通例であり、比較可能な史料がきわめて限られている。奉公人の姓名が記載されているのは1678年の人頭税、1695年の結婚税の二つがあるが、17年もの間隔があるために比較の意味が乏しい。とはいえ、本稿の目的からすれば、奉公人を除くことは大きな障害にはならない。一般論からすれば、いかに下級の役職であれ、奉公人本人が地域の役職を担当することはまずありえなかったと推定されるからである。

移動に関する三つの表は次のことを示している。主世帯だけに焦点を絞っても、王政復古期以後のこの地域社会では、一般に4、5年経てば住民の半分が教区のリストから消滅するほど、住民の移動の水準は高かった。とりわけ大火の影響が及んだと思われる1660年代後半から70年代前半にかけての移動率は高かった。しかし1690年代の移動もまた、1670年代を上回るほどに高かったことが推定される。移動性の高い間借り人世帯が増加したことは、この地域の流動性をさらに高めることに貢献しただろう。

もちろん、すべてが転出によって説明できるわけではない。移動そのものを論ずるためには、死亡による住民リストからの消滅がどれくらいあったかを確認する必要がある。しかしここで検討すべきは地域の役職を担当できる住民のプールに関わる問題である。17世紀後半のこの教区は——転出によるものであれ死亡によるものであれ——ますます構成員が激しく交替する地域になっていった。役職制度はこの状況のもとで機能しなければならなかったのである。

もっとも、構成員が頻繁に交替することが、かならずしも地域社会の不安定や持続性の欠如につながるわけではないことは、これまでの研究でも指摘されてきている。都市には定着性の高い住民と移動性の高い住民という二重構造があり、持続性、安定性はこの定着層により担保されていた、との見解もある⁶¹⁾。とはいえ、本節での考察からは、そうした「定着層」がこの教区に多数いたとはいえそうもない。ではこの地域の役職は誰によって担われたのだろうか。次に考察せねばならないのはこの問題である。

(本稿は「2010年度早稲田大学特定課題研究助成費」による研究の一部である)

60) 農村における奉公人の移動性の高さについては、ラスレットの先駆的研究以来、多数の個別研究がなされてきた。P. Laslett, 'Clayworth and Cogenhoe', in *Family Life and Illicit Love in Earlier Generation* (Cambridge, 1977); 斎藤修編著『家族と人口の歴史社会学』(リポート、1988)のほか、次の論文集を参照せよ。C. Dyer, *The Self-contained Village? The Social History of Rural Communities 1250-1900* (Hatfield, 2007)。だが都市については今後の研究課題と思われる。

61) P. M. Hohenberg & L. H. Lees, *The Making of Urban Europe 1000-1950* (Cambridge: Mass., 1985), pp. 95-97; I. D. Whyte, *Migration and Society in Britain 1550-1830* (London & New York, 2000), pp. 23, 30-32.